

歯科外来・在宅ベースアップ評価料の 算定実績の提供について

日本歯科医師会より「歯科外来・在宅ベースアップ評価料の算定実績の提供について」の周知依頼がありました。

令和6年度に歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）（以下、評価料）等を算定している医療機関については、令和7年8月までに地方厚生（支）局長に提出する賃金改善実績報告書の項目において、評価料算定期間における評価料収入の実績額を記載することとされています。

社会保険診療報酬支払基金および国民健康保険中央会より、請求レセプトをもとに集計した評価料収入実績額について、各医療機関に参考値として提供されますのでご活用ください。

審査支払機関の対応（概要）

	支払基金	国保
集 計 対 象 レセプト	支払基金に請求された電子レセプト （オンライン請求及び電子媒体請求） ※紙レセプトは対象外	国保連合会に請求された電子レセプト （オンライン請求及び電子媒体請求） ※紙レセプトは対象外
再 請 求 レ セ プ ト の 取 り 扱 い	返戻等により紙レセプトで再請求した場合 （電子レセプト→返戻等→紙レセ再請求） は計上されない。	返戻等により紙レセプトで再請求した場合 （電子レセプト→返戻等→紙レセ再請求） は計上されない。
集 計 デー タ の 提 供 方 法 と 提 供 時 期	①医療機関等向け総合ポータルサイトの アカウント「有」医療機関 ポータルサイト内に表示／令和7年7月中 ②医療機関等向け総合ポータルサイトのア ccount「無」医療機関 文書郵送／令和7年7月中	①オンライン請求医療機関 オンライン請求システムの振込額データ ダウンロード／令和7年7月中 ②電子媒体請求医療機関 増減点等の通知に同封／令和7年7月中
提 供 デー タ イ メー ジ	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） *****円 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） * *****円	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） *****円 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） *****円

【留意点】

- ・集計対象レセプトは電子レセプトのみとなり、紙レセプト請求分は対象外。
- ・査定等による請求額と支払額に生じた差異は反映されず、請求ベースの集計となる。
- ・以上により、提供される集計データは参考値となること。